

チャンネルシティ劇場

使用規定

2022年12月改訂

=目次=

- 【1】 申込みと手続き . . . P. 3
- 【2】 使用時間 . . . P. 4
- 【3】 変更および解約 . . . P. 4
- 【4】 官公庁等への届出 . . . P. 4
- 【5】 使用制限 . . . P. 5
- 【6】 当劇場の免責 . . . P. 5
- 【7】 使用者の責務 . . . P. 5
- 【8】 注意事項 . . . P. 6
- 【9】 当劇場ルール . . . P. 7
- 【10】 物販を行う場合 . . . P. 7
- 【11】 個人情報のお取り扱いについて . . . P. 7
- 【12】 劇場料金表 . . . P. 8
- 【13】 劇場 特別規定 . . . P. 10
- 【14】 主な施設概要 . . . P. 10

1

【1】申込みと手続き

1. 申込み受付開始日は、次のとおりです。

※仕込み・撤収日を除く本番公演日数（休演日も含みます。）により異なります。

＝本番公演日数＝	
15 日以上	使用日の 15 ヶ月前の月の 1 日から
3 日以上 14 日以内	使用日の 12 ヶ月前の月の 1 日から
2 日以内	使用日の 6 カ月前の月の 1 日から

2. 申込み受付時間は平日 11:00～18:00 です。

（土曜・日曜・祝日・休館日および年末年始は受付できません。）

3. お申込みは指定用紙へご記入の上、下記住所へお送りください。

〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉 1 丁目 2-1

キャナルシティ博多ノースビル 4 F キャナルシティ劇場宛て

ご提出いただいた書類等を検討の上、1 ヶ月以内に当劇場担当者より使用の可否をご連絡いたします。

4. 当劇場からのご連絡後、ご使用の場合は 3 週間以内に「利用計画書」をご記入・捺印の上、ご提出いただき、予約金（利用料金の 50%。使用料金に充当いたします。）をお支払い下さい。株式会社サンライズプロモーション東京（以下 当劇場運営会社）による利用計画書の受領及び予約金の入金確認をもって契約成立とさせていただきます。

なお、使用者の都合による解約の場合、予約金（利用料金）の返還はできません。

5. 使用料金の残金は、使用開始日の 6 カ月前までにお支払ください。

6. 付帯設備使用料、コピー機使用料、物販手数料、基本使用時間外延長に伴う実費等の諸経費分などに関しては、公演終了後に請求書をお送りいたしますので、原則請求日より 2 週間以内にお支払ください。

7. 使用開始日の 1 ヶ月前までに、当劇場指定の書類を提出の上、当劇場担当者等と詳細な打合せを行ってください。

8. 当劇場指定口座に入金する場合の振込手数料は、使用者側負担となります。

【2】 使用時間

1. 基本使用時間は、9 時～22 時の 13 時間です。ただし、チャンネルシティ博多の開業時間（一般のお客様来場開始時間）は 10 時以降になりますのでご注意ください。
2. 使用時間には、会場準備、搬入、搬出、仕込み、リハーサル、撤収及び劇場の原状回復等の一切の時間を含みます。ただし、搬出入等には使用制限（チャンネルシティ博多シアター棟 1 階の搬入口・荷捌室を利用した搬出入時間は原則 9:00～22:00 まで利用可能。延長は最大 23:00 まで）がございました。
※1 階搬入口・荷捌室を除いた、劇場内での深夜作業は 23:00 以降も可能です。
3. 基本使用時間外の延長使用に関しては、事前（原則 2 週間前まで）にご相談の上、当劇場担当者の承認を受けてください。また、基本使用時間外の延長使用に関しては、時間外延長使用料金および時間外警備費等（深夜作業の場合、当劇場のスタッフ宿泊代および深夜宅送代実費）をいただきます。

【3】 変更および解約

1. 使用承認後の「利用計画書」に記載された内容の変更は原則、認めません。
2. 使用承認後に、利用者の都合により使用の解約をされた場合は規定の解約料金をいただきます。
3. 使用開始日の 6 ヶ月前までに解約された場合、使用料金の 50%をいただきます。
4. 使用開始日前 6 ヶ月以内に解約された場合、使用料金の 100%をいただきます。

【4】 官公庁への届出

1. 法令等で定められた関係官庁等への届出は、初日（開催日）に間に合うよう使用者側の責任で行ってください。（喫煙等許可申請書については、劇場側の防火管理者欄の捺印箇所がございますので、公演日 10 日前までに資料一式劇場へご提出お願い致します。）

また、受けられた許認可認可証等の写しは初日（開催日）までに劇場へご提出ください。
万一、使用者側の届出不備により開催が不能になった場合、当劇場運営会社には一切責任がありません。その際、使用料金は使用者に返還いたしません。

○火気および危険物関係／博多消防署予防課・・・TEL：092-475-0119

○警備防犯関係／博多警察署・・・TEL：092-412-0110

○音楽著作物の使用関係／日本音楽著作権協会九州支部・・・TEL：092-441-2285

2. 劇場での火気・危険物使用の場合、事前に当劇場技術者と打合せを行ってください。
チャンネルシティ劇場・・・TEL：092-409-2333

【5】 使用制限

1. 当劇場の設置目的に照らし合わせて、使用が不適切と判断された場合、お断りする場合があります。また、以下の事柄にあたる場合も使用の承認を取り消し、その際に生じた損害について賠償はいたしません。
 - A) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる場合
 - B) 「利用計画書」の記載に偽りがあった場合
 - C) 当劇場の使用規定、もしくはそれに基づく注意事項（利用のしおり含む）に従わなかった場合
 - D) 当劇場の建物および付帯設備を破損または滅失する恐れがあると認められた場合
 - E) 使用の権利を他に譲渡または転貸した場合
 - F) 管理上支障があると認められる場合
 - G) 当劇場の運営責任者が、劇場運営上不適当と判断した場合
 - H) 関係諸官庁からの中止命令が出た場合（感染症等による緊急事態宣言も含む）
 - I) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
 - J) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または関係者、その他反社会勢力（以下、「暴力団等反社会勢力」という。）であることが判明したとき、または過去に暴力団等反社会的勢力であった場合
 - K) 正当な理由なく、指定された期日までに使用料金を支払わない場合
 - L) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けた場合
2. 使用者は、当劇場運営会社の承諾を得ないで、施設の使用権の全部または一部を、第三者に譲渡転貸することはできません。

【6】 当劇場の免責

1. 天災地変および不測の事故のため、当劇場が使用不可能になった場合は、使用料金を返還いたします。ただし、当劇場運営会社は、この際に発生する使用者の損害に関しては補償いたしかねます。
2. 盗難・紛失・火災その他の被害につきましては、当劇場運営会社は一切責任を負いかねますのであらかじめ動産保険加入および賠償責任保険加入等の必要な処置は使用者側で行ってください。

【7】 使用者の責務

1. 当劇場の使用期間中（準備・撤収を含みます。）に、当劇場内において発生した事故等については、関係業者、来場者の行為によるものであっても、すべて使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。

2. 入場整理・会場警備要員の配置等、避難誘導體制については、使用者の責任において、警備会社等への委託する方法等により、場内整理、盗難、火災等の防止に努めてください。
※商業施設内共用部ならびにお客様への安全管理上、劇場側よりスタッフ配置箇所の指定がございます。詳細については、「【13】劇場の特別規定」をご確認いただくか、劇場へお問合わせください。
3. 使用施設の原状回復と清掃（産業廃棄物および大量の可燃および不燃物等の回収も含む）は、使用者側で行なってください。施設使用終了時に当劇場係員の確認を受けてください。
※感染症対策の観点から、使用後の楽屋また利用された備品については、各自消毒の上ご返却をお願い致します。

【8】注意事項

1. 消防法上、入場定員は守ってください。来場者が開演前・開演中に多数集まった場合は、使用者側で整理してください。当劇場運営会社は責任を負いません。
※商業施設内共用部ならびにお客様への安全管理上、劇場側よりスタッフ配置箇所の指定がございます。詳細については、「チャンネルシティ劇場 利用のしおり」をご確認いただくか、劇場へお問合わせください。
2. 所定場所以外での喫煙・飲食は禁止です。
3. 指定場所以外での火気・危険物の持ち込みは禁止です。
4. 幕・大道具類は、防火加工の処理をしてください。
5. 付帯設備の誤使用で付帯設備に異常が発生した場合は、当劇場担当者に申し出てください。
6. 搬出入を含む使用中の事故の責任および賠償は使用者側で負ってください。
7. 承認を受けていない施設への立ち入り、また事前申請なしでの搬入口・搬入出EVの利用はできません。
8. 避難誘導方法・避難経路については、必ずご確認ください。
9. 使用規定をお守りいただくとともに、使用規定以外のことは全て事前協議とします。
10. 当劇場使用中（準備・撤収を含む）に、劇場内において生じた盗難・破損等すべての事故については、当劇場運営会社に重大な過失がない限りその責任を負いません。
11. 契約手続きの完了前もしくは後を問わず、使用について第三者に公表する場合は予め当劇場運営会社の承諾を得てから行ってください。

【9】 当劇場ルール

1. 使用方法の詳細については、別紙「チャンネルシティ劇場 利用のしおり」をご確認ください。
2. 劇場内でのポスターや案内表記類の掲示は、当劇場担当者の指示に従ってください。
3. 使用時間中、使用責任者の方はいつでも連絡を取れるようにしておいてください。
4. 控室、施設、楽屋での事故、盗難防止に努めてください。
5. 関係者は使用者側指定のスタッフ証やパスの着用をお願いします。
6. 入場チケットについて、当劇場会員向け（チャンネルシティ劇場会員組織）への配券を必須とさせていただきます。
配券数・販売手数料等の詳細については、劇場担当者へお問合せください。

【10】 物販を行う場合

1. 物販を行う場合、事前に当劇場担当者と打合せの上、指定場所で行ってください。（有料）
2. CD/DVD/BD 販売のための収録等は、事前にご連絡いただき、承認を得てください（有料）。
その他、劇場内での撮影録音なども事前承認が必要です。

料金詳細については、「【12】劇場料金表」をご確認ください。

【11】 個人情報のお取り扱いについて

当劇場運営会社は、劇場の運営に際し、ご利用者のプライバシーの保護に配慮をしております。また取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正な管理を行います。

1. 個人情報の取得について
当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得いたします。
2. 個人情報の利用について
個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、利用いたします。
また、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、厳正な調査を行ったうえ、秘密保持させるために、適正な監督を行います。
3. 個人情報の第三者提供について
法令に基づく開示請求があった場合、ご本人の同意があった場合、当社と機密保持契約または機密保持条項を含む契約を締結している業務委託先との委託業務の遂行のために必要な場合、その他特別の理由のある場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

4. 個人情報の管理について

取得した個人情報は正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

また、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいを防止するため、適正な情報管理対策を講じます。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

ご本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、速やかに対応いたします。

6. 組織・体制

個人情報保護の管理体制を構築し、個人情報の適正な管理を実施いたします。

また、当社役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について適正な取り扱いを徹底します。

7. 実施・維持・改善

個人情報を取り扱う関係者に、この方針を周知徹底させ、維持管理について継続的に改善を図り、個人情報保護の法令順守に努めます。

8. 収集した情報の利用および提供の制限

収集した個人情報は、問い合わせへの回答や連絡等を行ったりするために利用します。資料を送付したり、必要に応じて連絡をするために、電子メールアドレスや住所などの連絡先情報を利用する場合があります。

【12】劇場料金表

①使用料金

<基本使用料金>

9:00～22:00 (13 時間)

※チャンネルシティ博多の開業時間（一般のお客様来場開始時間）は 10:00 以降になります。

※チャンネルシティ博多シアター棟 1 階の搬入口・荷捌室を利用した搬出入時間は、原則 9:00～22:00 まで利用可。（搬入 EV は他テナント様との共有になります。終日専有での利用はできません。）

時間外に使用を希望する場合は、使用日の 2 カ月前までにご連絡ください。

月	火	水	木	金	土	日	祝日
¥600,000	¥600,000	¥700,000	¥700,000	¥800,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000

(税別)

<料金に含まれるもの>

・席数 1 階席 722 席 2 階席 410 席 合計 1,132 席

1 階席 I 列 28 番～39 番 12 席は、チャンネルシティ劇場のスポンサーシートとして使用させていただきます。

機材設置などで使用する場合は、1 階席内で差し替えにて対応願います。

- ・劇場利用費 劇場内水道光熱費
1日複数公演の開催の場合も上記料金でご利用できます。
- ・リハーサル室、シャワー室以外のサービス設備
(サービス設備は「【14】主な施設概要」をご確認ください。)

＜付帯設備費（劇場の付帯機材）＞
別途機材リストの料金を参考ください。
公演終了後にご請求させていただきます。

＜時間外延長使用料金＞

9時以前および22時以降

1時間につき ¥100,000（税別 平日・土日とも同額）

※1階搬入口・荷捌室を利用した作業は最大23:00まで、劇場内での深夜作業は23:00以降も可能となります。

※延長作業の当劇場のスタッフ等の人件費、深夜作業に伴う宿泊、宅送は実費をご負担ください。

②割引

＜仕込・解体割引＞

基本使用料金・延長使用料金から20%割引致します。

日曜日公演2回以上の公演の場合、月曜日午前中 搬出のみは無料（※但し、該当月曜日の利用者が無い場合のみ）

③物販販売手数料

- ・催物に関する物販をする場合、当劇場に売上額を申告していただき手数料として 総売上金額の10% を物販手数料としてお支払いいただきます。
販売開始前までに「物品販売許可申請書」を、公演最終日の退館時までに「物品販売報告書」をご提出ください。手数料のご請求は、付帯設備費と一緒に請求書支払いとなります。
- ・収録物販売のための収録行為は、事前にご連絡の上、承認を得てください。（有料）

ラジオ収録・CD収録（音源収録） ¥ 50,000（税別）

テレビ収録・DVD/BD収録など（映像収録） ¥ 100,000（税別）

④解約料金について

- ・使用開始日の6ヵ月までに解約された場合…使用料の50%
- ・使用開始日の6ヵ月以内に解約された場合…使用料の100%

【13】劇場の特別規定

1. 当劇場は、客席内への飲料持ち込み可能となります。（ただし、フタ付き容器のみ）
 2. 1階席後方のお部屋は、スポンサー様専用ルームとして使用いたします。
当劇場利用者様のご利用はできませんので、予めご了承ください。
 3. 商業施設内共用部ならびに劇場内のお客様の安全管理の観点から、劇場側よりスタッフ配置箇所を指定させていただきます。
 - ・4階エントランスフロアと5階客席フロア間のエスカレーター配置 2名
上り時（4階→5階）・下り時（5階→4階）：エスカレーター乗降時の誘導（4・5階）
- ※お客様が転倒による後続のお客様の2次転倒を防ぐため、エレベーター稼働時は必ず配置をお願いいたします。（エレベーターの作動については、劇場スタッフにて行います。）

不明な点については、劇場へお問合わせください。

【14】主な施設概要

<所在地>

住所：福岡市博多区住吉1丁目2番1号

キャナルシティ博多ノースビル4F キャナルシティ劇場

<建物概要>

構造：鉄筋コンクリート造

規模：4層（4-7階部分）

床面積：約 6,380 m²（約 1,932 坪）

客席数：1,132 席（1F（5F）客席：722 席 2F（6F）客席：410 席）

<舞台設備概要>

プロセニウム間口：14.4m（7.9 間）

プロセニウム高さ：9.0m（29.7 尺）

舞台より簀子大引天まで：16.25m（53.6 尺）

舞台奥行：17.0m（9.3 間）

- ・舞台先端より1階客席最後列まで：21.5m（平面距離）
- ・舞台先端より2階客席最前列まで：15.5m（平面距離）
- ・舞台先端より2階客席最後列まで：25.5m（平面距離）

<劇場設備>

- ・ロビー専用エスカレーター
- ・エレベーター1基

<サービス設備>

- ・ 楽屋 1～8・リハーサル室(ミーティングルームを除く)
 - ・ シャワー室 1・2
 - ・ スタッフ控室 A・B
 - ・ スタッフ喫煙室
 - ・ 衣装室
 - ・ 洗濯室
 - ・ 荷捌室直通エレベーター1基(5,000kg)
- (リハーサル室、シャワー室は有料)

本使用規定は 2022 年 12 月現在のもので予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

◆チャンネルシティ劇場 問い合わせ先◆

〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2-1

チャンネルシティ博多ノースビル4F

TEL:092-409-2333 FAX:092-409-2334

(受付時間:11時～18時 ※土日祝・休館日を除く)

チャンネルシティ劇場 HP: <http://www.canalcitygekijo.com/>